

石浜一丁目町会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、区域内の住民相互の連絡、環境の整備、良好な地域社会の維持及び形成に資する共同活動を目的とする。

(名称)

第2条 本会は、石浜一丁目町会と称する。

(区域)

第3条 本会の区域は、橋場1丁目5番より10番までと、清川1丁目1番・2番と11番・12番とする。

(事務所)

第4条 本会の事務所は、会長宅に置く。但し、仮事務所を置くことができる。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人及び法人とする。

(会費)

第6条 本会に収める会費は、事前に会員と班長の話し合いによることを原則とする。

(入会)

第7条 第3条に定める区域を有する個人及び法人にあって、本会に入会しようとする者は、口頭または書面をもって班長に伝えなければならない。

2 前項の入会申込があった場合には、正当な理由なく拒むことはできない。

3 本会の活動を賛助する個人及び団体は、準会員とすることができる。

(退会)

第8条 会員は、下記のいずれかに該当する場合は、退会したもとする。

(1) 第3条に定める区域に住所を有しなくなった場合

(2) 本人より退会届が提出された場合

(3) 1年以上会費を滞納した場合

(4) 会員の死亡または失踪宣告を受けた場合

第3章 役員

(役員の種類)

第9条 本会に次の役員をおくこととする。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 1人から4人

(3) 会計 2人

(4) 監事 2人

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において委員の中から選任する。

2 監事と会長は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故或は職務が遂行できない事態になった場合、会長が予め指名した順序によって、職務を代行する。

3 会計は、本会の会計事務を処理する。

4 監事は、本会の会計及び資産の状況を監査する。

(役員任期)

- 第 12 条 役員任期は、2年とする。但し、再任は妨げない。
2 補充役員任期は、前任者の残存任期とする。

(顧問)

- 第 13 条 本会に顧問をおくことができる。
2 顧問は、会長、副会長歴任者とする。
3 顧問は、総会の承認をもって、会長がこれを委嘱する。

第 4 章 委員

(委員)

- 第 14 条 委員は会員の中から役員が選任する。
2 委員は本会におかれた事業部長或は班長の業務を行う。

(事業部長、事業部員)

- 第 15 条 本会は、各事業部に事業部長1名、事業副部長0～1名をおくことができる。
2 事業部長は、委員、会員の推薦により会長が選任する。
3 事業部長の任期は、定めない。
4 各事業部は、事業部にかかる事業の計画を立案、実行する。
5 各事業部は、総会時に事業報告及び事業計画を発表する。
6 各事業部の活動計画書及び活動案は、本会で定めた書面にて作成する。
7 各事業部の予算の用途範囲は、会議費・茶菓代・印刷代及び物品購入費用のみとする。

(班長)

- 第 16 条 本会は、第3条で定める各区域内に班長を置く。
2 班長は、委員より選出し、会長が選任する。
3 班長は、町会で定めた区域の会費、祭礼費の集金業務を行う。
4 チラシ等の配布業務を行う。

(委員会)

- 第 17 条 委員会は、役員及び委員をもって構成する。
2 会員より参加の申し出があった場合、これを拒むことができない。

(委員会の機能)

- 第 18 条 委員会は、次の事項を協議して議決する。
(1) 総会に付議すべき事項。
(2) 総会で議決した事項の執行に関する事項。
(3) その他、総会の議決を要しない事項。

(委員会の招集)

- 第 19 条 委員会は、毎年度6回以上開催する。
2 委員会の招集は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、招集日の7日前までに通知しなければならない。
3 役員は、臨時の委員会を招集することができる。

(役員会の議長)※

- 第 20 条 委員会の議長は、原則として総務部長がこれにあたる。副議長も選任する。

(委員会の定足数)

- 第 21 条 委員会の定足数は、特に定めないこととする。

第5章 総会

(総会の種別)

第22条 本会の総会は、委員総会と臨時総会とする。

(委員総会の構成)

第23条 委員総会は、役員・委員をもって構成する。

2 会員より参加の申し出があった場合、これを拒むことはできない。

(委員総会の機能)

第24条 委員総会は、この規定に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第25条 委員総会は、毎年度決算終了後3箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(総会の招集)

第26条 総会は会長が招集する。

2 会長は、前条第2項2号の規定による請求があったときは、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時、場所を記載した書面をもって、開催の7日前までに通知しなければならない。

(委員総会の議長)

第27条 総会の議長は、その総会において出席した委員・会員の中から選出する。

(委員総会の定員数)

第28条 総会は、役員・委員の過半数以上の出席がなければ、開催することができない。

(委員総会の議決)

第29条 総会の議決は、この規定に定めるもののほか、出席した役員・委員・会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員総会の書面表決等)

第30条 止むを得ない理由のため総会に出席できない委員は、予め通知された事項について書面をもって表決し、または他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第28条及び第29条の規定の適用については、その会員は、出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第31条 総会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 委員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む)

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

2 議事録には、会長及びその会議において選任された議長、議事録署名人2名以上が署名、捺印しなければならない。

第6章 会計及び資産

(会計年度)

第32条 本年度の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

(決算報告書及び予算書)

第 33 条 決算報告書及び予算書については、会長、副会長、会計、監事、総務が協議し、委員総会に提出して承認を得る。

(会計報告及び予算書面の報告)

第 34 条 本会の会計報告書及び予算書は、書面にて会員全員に配布しなければならない。

(資産の構成)

第 35 条 本会の資産の構成は、次の通りとする。

- (1) 会費
- (2) 決算書に記載される準備金
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 別に定める備品(別掲)

(資産の管理)

第 36 条 本会の資産は、会計が管理し、その方法は委員会の議決によりこれを定める。

第 7 章

(規約の変更)

第 37 条 この規約の変更は、委員総会において委員会出席者の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(解散)

第 38 条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

- 2 総会の議決に基づき解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第 39 条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

慶弔内規

- 1 会員及びその家族(同居)に弔事があるときは、以下により弔意を表す。
 - a 会員及び家族死亡のとき、弔慰金として5,000円をおくる。
 - b 現役委員又は委員経験者には、弔慰金10,000円または生花一基をおくる。
 - c その他、弔慰金が必要な場合、役員・班長。事業部長で協議し、次の委員会で報告する。
- 2 町会会員またはその家族(同居)に葬儀があるときは、特に宗家から申し入れがあった場合は、町会長が葬儀委員長を務める。町会長不在のときは、副会長の中の1人がその任にあたる。
- 3 葬儀の場合、各班長に早急に連絡し、班長は在宅役員に手伝い等を依頼する。

付則

この規約は、2021年(令和3年)10月1日より一部改定し施行する。